

厚生常任委員会
資料

令和3年6月24日（木）

福祉保健部

目 次

	頁
【予算議案】	
議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	
議案第19号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	… 1
【特別議案】	
議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 について	…13
議案第10号 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設 及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例について	…14
【報告事項】	
令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について	
令和2年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について	
※別冊：令和3年6月定例県議会提出報告書にて説明	
【その他報告】	
I 新型コロナウイルス感染症の対応状況等について	…15
II 第7次宮崎県医療計画の中間見直しについて	…22
III 宮崎県循環器病対策推進計画の策定について	…23

【予算議案】

議案第 1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)

議案第19号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課 名	令和3年度			
		現計予算額	6月補正額 (第6号)	6月補正額 (第7号)	補正後の額
一 般 会 計	福 祉 保 健 課	16,926,974	1,718,770	47,500	18,693,244
	指 導 監 査 ・ 援 護 課	176,327			176,327
	医 療 薬 務 課	4,045,885	340,000		4,385,885
	国 民 健 康 保 険 課	29,530,867			29,530,867
	長 寿 介 護 課	21,796,527			21,796,527
	障 が い 福 祉 課	16,877,939	115,353		16,993,292
	衛 生 管 理 課	1,726,387	680,546		2,406,933
	健 康 増 進 課	22,245,793	5,380	647,550	22,898,723
	こ ど も 政 策 課	18,611,601	30,082		18,641,683
	こ ど も 家 庭 課	6,221,972			6,221,972
	小 計	138,160,272	2,890,131	695,050	141,745,453
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 課 (国民健康保険特別会計)	114,542,975			114,542,975
	こ ど も 家 庭 課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	280,005			280,005
	小 計	114,822,980	0	0	114,822,980
福祉保健部 合計		252,983,252	2,890,131	695,050	256,568,433

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

	感染拡大防止対策の推進	医療・福祉提供体制の確保・充実	新たな日常に応じた生活支援
当初	<p>検査体制の確保</p> <p>◆受診相談センター運営費、PCR検査費用（衛環研）PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担 等</p> <p>感染拡大防止対策（設備整備支援等）</p> <p>◆介護施設等の簡易陰圧装置等の設置、濃厚接触者である子どもの受入れに要する経費、「ガイドライン」の遵守及び「新しい生活様式」の定着促進、児童養護施設等の個室化、感染症対策のかかり増し経費 等</p> <p style="text-align: right;">計1,367,774千円</p>	<p>医療提供体制の確保</p> <p>◆医療従事者派遣、搬送体制確保、調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築、受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助、軽症者宿泊療養施設の確保・運営等、入院患者宿泊施設患者の自己負担分の公費負担、医療機関・保健所等で使用する防護服整備 等</p> <p>介護・福祉サービス体制確保</p> <p>◆業務負担を軽減するための介護ロボット導入経費、感染者が発生した場合の介護・障がい福祉サービス提供に必要な経費補助 等</p> <p>ワクチン啓発等</p> <p>◆医療従事者等への接種確保、相談体制の確保</p> <p>相談体制</p> <p>◆自殺対策ワンストップ相談会、県民の心身の変調に対応するため電話や訪問による相談体制強化</p> <p style="text-align: right;">計16,653,577千円</p>	<p>生活困窮者・ひとり親家庭等支援</p> <p>◆福祉系高校の学生への修学資金等貸付金、住居失う恐れのある者に対する住居給付金、子ども食堂等を運営する団体に対する衛生用品等の購入支援、ひとり親家庭を支援する民間団体の活動経費の補助</p> <p>母子保健医療対策</p> <p>◆不妊治療等を受ける夫婦に対し、治療費等を助成、妊婦への検査と感染した妊産婦への訪問等による寄り添い支援</p> <p style="text-align: right;">計563,576千円</p>
4月専決			<p>◆生活福祉資金拡充</p> <p>◆ひとり親世帯生活支援特別給付金</p> <p style="text-align: right;">4月専決 1,257,110千円</p>
4月補正	<p>◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（日向市）</p> <p style="text-align: right;">4月補正 154,467千円</p>		
5月専決	<p>◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市）</p> <p style="text-align: right;">5月専決 2,241,810千円</p>		
5月補正	<p>◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市・都城市・三股町）</p> <p>◆変異株ウイルス解析機器の導入 等</p> <p style="text-align: right;">5月補正 2,219,682千円</p>	<p>◆後方支援病院の確保推進</p> <p>◆自宅療養者支援の拡充</p> <p>◆市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援</p> <p>◆24時間体制対応副反応等コールセンター設置 等</p>	
6月補正	<p>◆県立施設維持管理費（福祉保健課） 88,770千円</p> <p>◆救急・周産期・小児医療機関の感染防止対策事業（医療業務課） 340,000千円</p> <p>◎こども療育センターICT環境整備事業（障がい福祉課） 87,953千円</p> <p>◎飲食店ガイドライン認証事業（衛生管理課） 680,546千円</p> <p>◆放課後児童クラブ事業（こども政策課） 23,062千円</p> <p>◆地域子育て支援拠点事業（こども政策課） 3,400千円</p> <p>◆病児保育事業（こども政策課） 2,100千円</p> <p>◆一時預かり事業（こども政策課） 1,520千円</p> <p style="text-align: right;">6月補正 3,579,801千円</p>	<p>◎依存症自助グループ活動緊急支援事業（障がい福祉課） 2,400千円</p> <p>◎新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業（健康増進課） 647,550千円</p> <p style="text-align: right;">6月補正 3,579,801千円</p>	<p>◆生活福祉資金貸付金事業費（福祉保健課） 1,630,000千円</p> <p>◎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（福祉保健課） 47,500千円</p> <p>◎障がい者就労施設の新事業展開等サポート事業（障がい福祉課） 25,000千円</p>

①新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

福祉保健課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活福祉資金の特例貸付を限度額まで利用し、これ以上貸付を利用できない世帯に対して、自立支援金を支給する。

2 事業概要

(1) 対象

生活福祉資金の特例貸付を限度額まで利用した世帯で、以下の収入要件・資産要件、求職活動等要件を満たす世帯（郡部福祉事務所）

○収入要件・資産要件

- ・世帯合計で、次の額以下であること

	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
収入要件（月額）	107,000円	150,000円	178,000円
資産要件（申請時）	468,000円	690,000円	840,000円

○求職活動等要件

- ・公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難と見込まれる場合は生活保護の申請を行うこと

(2) 支給額

単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円

(3) 支給期間

3ヶ月間（受付期間は7月から8月末まで）

3 事業費

47,500千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	その他	一般財源
47,500	0	0

4 事業効果

対象となる生活困窮世帯に、期間中の誠実かつ熱心な求職活動等を要件に自立支援金を支給することで、就労による自立が図られる。

新依存症自助グループ活動緊急支援事業

障がい福祉課

1 目的・背景

新型コロナの感染拡大に伴い、閉塞感から様々なストレスを抱えることにより、各種依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）に陥るリスクが高まっている。一方、依存症の当事者等への支援を行う自助グループは、対面によるミーティング等の活動が制限されている。

このため、新型コロナの感染拡大防止に対応した依存症自助グループの活動を支援することにより、依存症対策の充実を図る。

2 事業概要

(1) 補助対象

県内での活動実績がある依存症自助グループ

(2) 補助対象経費

- ・ オンラインによるミーティングやセミナーの開催に要する経費
- ・ オンラインミーティングに参加できない方々等への個別訪問支援に要する経費
- ・ 依存症対策を目的とした各種広報に要する経費 等

(3) 補助額

1 グループ当たり上限30万円

3 事業費

2,400千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
2,400	0	0

4 事業効果

依存症自助グループのミーティング活動等を支援することにより、依存症の再発防止が図られる。

また、幅広い広報を促進することにより、依存症の予防も図られる。

⑧障がい者就労施設の新事業展開等サポート事業

障がい福祉課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響により低下した就労継続支援事業所（A型・B型）の生産活動収入の回復・向上を図るため、新たな事業展開等（新分野進出、新商品開発等）に要する経費を補助する。

2 事業概要

(1) 補助対象

令和2年度の生産活動収入が、令和元年度と比較して10%以上減少している県内の就労継続支援事業所

(2) 補助対象経費

- ・ 新たな事業分野への進出に要する経費
- ・ 新商品や新サービスの開発に要する経費
- ・ 既存事業の販路拡大や生産効率化に要する経費 等

(3) 補助額

1事業所当たり上限50万円

3 事業費

25,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
25,000	0	0

4 事業効果

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減少している就労継続支援事業所において、新事業展開等の取組が促進されることにより、障がい者の働く場の確保並びに工賃等の向上が図られる。

新こども療育センターICT環境整備事業

障がい福祉課

1 目的・背景

新型コロナ対策は人との接触機会の低減が重要であることから、電子カルテシステムやWi-Fi環境等の整備を行い、外来患者の滞在時間短縮をはじめ、医療従事者間の接触機会の低減やリモート面会などを行う。

2 事業概要

(1) 電子カルテシステム整備事業

現行の紙カルテ方式を廃止し、医師や看護師、医療事務員等がパソコンを使い、カルテや看護記録、診療点数などを院内の様々な場所で、いつでも迅速に確認・入力できる電子カルテシステムを整備する。

(2) Wi-Fi環境等整備事業

入院患者の保護者等が自宅などから子ども達と面会できるよう、院内のパソコンやタブレットなどが無線でインターネットに接続できる環境等を整備する。

3 事業費

87,953千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
87,953	0	0

4 事業効果

ICT環境の整備による新型コロナ対策を行うことにより、医療的ケア児や重症心身障がい児などへの安全・安心な医療の提供等が図られる。

新 飲食店ガイドライン認証事業

衛生管理課

1 目的・背景

県が飲食店のガイドライン認証制度を創設し、制度の推進を図ることにより、感染拡大の急所とされる飲食を伴う場面でのクラスターの発生を抑制し、感染拡大防止及び県民の飲食店の安全・安心利用を図る。

2 事業概要

(1) 認証制度創設事業

認証制度を創設し、認証した店舗に対しては認証書を交付し、県ホームページ等を活用して認証店舗を広く利用者に紹介する。

(2) 認証取得支援事業

認証取得に必要なアクリル板、CO₂濃度測定器等の資機材及び換気設備設置等の支援を行う。

3 事業費

680,546千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
680,546	0	0

4 事業効果

飲食店の認証制度が普及することにより、新型コロナ感染拡大の防止と飲食店の安全・安心な利用が図られる。



飲食店ガイドライン認証基準の概要

1 認証基準設定の考え方

国が示した基準案を元に、主要な対策とする「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用推奨」、「換気の徹底」に係る項目を必須項目とし、ガイドライン等普及定着事業で取り組んでいる項目等を追加する。

2 認証基準の概要

区 分	基準（主な内容）
入店・支払時等 （9項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・入店時の手指消毒の徹底や<u>体温測定</u> ・<u>来店者連絡表の作成</u> ・発熱など症状のある人は入店できない旨の表示 ・順番待ちの来店者間の距離の確保やマスクの着用
食事・店内利用時 （18項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、カウンター等の間隔確保やアクリル板設置等 ・ビュッフェスタイルにおける取り分け方法 ・食器の共有を避ける注意喚起 ・食事中以外のマスク着用（<u>カラオケ時含む</u>）の注意喚起
従業員の感染予防 （8項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・用務前の検温及び感染対策チェック ・体調不良時の出勤停止 ・休憩スペースでの3密対策
施設設備の衛生管理 （12項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な窓開け等による換気の徹底 ・<u>CO2濃度測定器使用による換気状況の把握</u> ・ゴミ回収時のマスク・手袋の着用
チェックリスト作成 （1項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の具体的方法や手順等の作成及び当該リストの確認状況の公表
感染者発生時の対応 （7項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員や来店者の感染時等の保健所への協力と必要な情報の提供 ・<u>感染者が増加する端緒が見られた時に行う早期探知検査の同意</u>

※下線部は県の独自項目

新若年がん患者等妊孕性温存支援事業

健康増進課

1 目的・背景

将来子どもを産み育てる可能性のある若年の患者が、がんなど原疾患の治療によって妊孕性低下のリスクがある場合、治療の前に卵子等を採取し、凍結・保存する妊孕性温存療法を行うことがあるが、妊孕性温存療法は自費診療のために経済的な負担が大きいことから、これを軽減するための支援等を行う。

2 事業概要

(1) 妊孕性温存療法費用助成事業

妊孕性温存療法を受ける若年がん患者等への費用の一部助成を行う。

ア 対象となる年齢

治療時点で43歳未満の者

イ 対象とする原疾患の治療内容

原疾患（がん等）の治療によって妊孕性が失われるリスクが一定以上あるもの

ウ 対象となる妊孕性温存療法に係る治療及び1回当たりの助成上限額

対象となる治療		助成上限額
女性	胚（受精卵）凍結	35万円
	未受精卵凍結	20万円
	卵巣組織凍結（組織の再移植を含む）	40万円
男性	精子凍結	2万5千円
	精巣内精子採取術による精子凍結	35万円

(2) がん・生殖医療連携ネットワーク事業

がん・生殖医療の関係医療機関と県による連携ネットワークを構築し、妊孕性温存療法に関する情報提供や、妊孕性温存療法を希望する対象者が適切かつ速やかに受けられるよう普及啓発等を行う。

3 事業費

5,380千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
2,690	440	2,250

※ その他：人口減少対策基金

4 事業効果

若年がん患者等にとって、妊孕性温存療法に係る経済的負担の軽減を図るとともに、将来、子どもを産み育てる可能性に希望を持って治療に取り組むことができる。

㊦新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業

健康増進課

1 目的・背景

診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、個別接種を行う医療機関を支援する。

2 事業概要

(1) 接種回数増加のための支援

① 診療所

週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合、その週の接種1回あたり2千円を補助する。

同じく週150回以上の場合は、接種1回あたり3千円を補助する。

② 診療所及び病院

1日に50回以上の接種を行った場合、1日あたり10万円を補助する。
ただし、診療所は①に該当しない日に限る。

③ 病院

接種のための人員体制を確保したうえで1日に50回以上の接種を行った週が7月末までに4週間以上ある場合、②に加えて以下の支援単価により補助する。

医師：1人1時間あたり7,550円

看護師等：1人1時間あたり2,760円

(2) 事業対象期間

5月9日から7月31日まで

3 事業費

647,550千円

(千円)

補正前 の額	補正額 (要求額)	財源内訳			補正後 の額
		国庫支出金	その他	一般財源	
990,187	647,550	647,550			1,637,737

4 事業効果

個別接種に協力していただいている医療機関を支援するとともに、高齢者へのワクチン接種をさらに加速させ、早期に一般接種へつなげることができる。

新型コロナワクチン接種緊急支援事業（事業費1,637,737千円）

集団接種の促進

- ① **集団接種の実施支援 事業費554,234千円（地方創生臨時交付金、包括支援交付金等）**
- ア 医療従事者の確保
- (ア) 医療従事者の公募
新聞広告等により集団接種の医療従事者を公募
- (イ) 県設定単価の保証
市町村の国庫収入が県公募の際に設定した医療従事者の報酬額を下回る場合、その差額を県が負担
県公募の報酬単価 1時間あたり医師2万円、歯科医師9千円、薬剤師7千円、看護師6千円
- (ウ) 居住外市町村への派遣従事者協力金
居住地以外で医療従事者が従事する場合に協力金を支給
医療圏外：3万円、医療圏内：1.5万円
- イ 時間外・休日の医療従事者派遣支援
時間外・休日に医療従事者を集団接種会場に派遣した派遣元医療機関に対し協力金支給 1時間あたり医師7,550円 看護師等2,760円
- ウ 広域集団接種の実施
県が主体となり複数市町村の住民を対象とした広域的な集団接種を実施
- ② **ワクチン接種研修の実施 事業費3,953千円（地方創生臨時交付金）**
県が公募により確保した看護師等に対し、研修を実施

個別接種の促進

- ① **個別接種促進 事業費432,000千円（地方創生臨時交付金）**
自院で休日等に接種を行う医療機関に対して協力金を支給
協力金：1日15万円（半日7.5万円）

○ **接種回数増加のための支援 事業費647,550千円（包括支援交付金）**

- ① 診療所
週100回以上の接種を4週間以上行った場合、週100回以上の週は2,000円/回を補助
週150回以上の接種を4週間以上行った場合、週150回以上の週は3,000円/回を補助
- ② 診療所及び病院
1日に50回以上の接種を行った場合、1日あたり10万円を補助
※診療所は①に該当しない日に限る。
- ③ 病院
接種のための人員体制を確保したうえで1日に50回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合、②に加えて以下の支援単価により補助
1人1時間あたり、医師7,550円、看護師等2,760円

今回の追加提案事業

【特別議案】

議案第 5 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

医療薬務課薬務対策室

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下、医薬品医療機器等法）の改正等に伴い、関係する手数料の新設等を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定更新等に係る手数料の新設
医薬品医療機器等法施行規則の改正により、認定更新等の手続が追加されたため、その申請に係る手数料を新設する。
- (2) 医薬品等の保管のみを行う製造所の登録等に係る申請手数料の新設
従来の許可制から登録制となるため、その登録等に係る手数料を新設する。
- (3) 製造工程の区分ごとの GMP 適合性調査に係る手数料の新設
医薬品及び医薬部外品の品目ごとの GMP 適合性調査に代わる調査として製造工程の区分ごとの調査が選択できることとなったため、その調査申請等に係る手数料を新設する。
- (4) 変更計画に従って承認事項の変更を行う医薬品及び医薬部外品の GMP 適合性調査に係る手数料の新設
医薬品及び医薬部外品の承認事項の変更を行う際、従来の一部変更承認申請に加えて、変更計画による GMP 適合性調査が可能となったことから、当該申請に係る手数料を新設する。
- (5) GMP 適合性調査手数料の増額
GMP 省令の改正に伴い、GMP 適合性を確認するための調査項目が追加されたため、既存の GMP 適合性調査手数料を増額する。
- (6) その他所要の改正
医薬品医療機器等法に新たな条項が追加されたことに伴い、引用する条項を改正する。

3 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日

〈参考〉

○ GMP 適合性調査

医薬品及び医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理に関する基準（GMP 省令）への適合性を確認するための調査。

○ 製造工程の区分

固形製剤（錠剤、カプセル剤など）、半固形製剤（軟膏剤、クリーム剤など）、液剤（経口液剤、吸入剤など）など。

議案第10号

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設 及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例について

福祉保健課

1 改正の理由

国が定める救護施設等の設備及び運営に関する基準について、感染症や災害発生時における対策の強化に係る規定等が新設されたこと等を踏まえ、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の概要

以下の条文を追加及び一部改正する。

(1) 適切なハラスメント対策（追加）

職員の就業環境が害されることを防止するための方針明確化等の義務化

(2) 感染症や災害の発生時における業務継続計画（追加）

利用者に対する処遇継続及び非常体制における早期の業務再開を図るための計画策定並びに研修及び訓練の定期的な実施の義務化

(3) 災害対応時における地域住民との連携（追加）

訓練実施にあたり、地域住民の参加が得られるような連携の努力義務化

(4) 感染症及び食中毒発生の予防及びまん延の防止（一部改正）

必要な措置として、対策を検討する委員会の開催、指針整備、研修及び訓練の実施等を明記

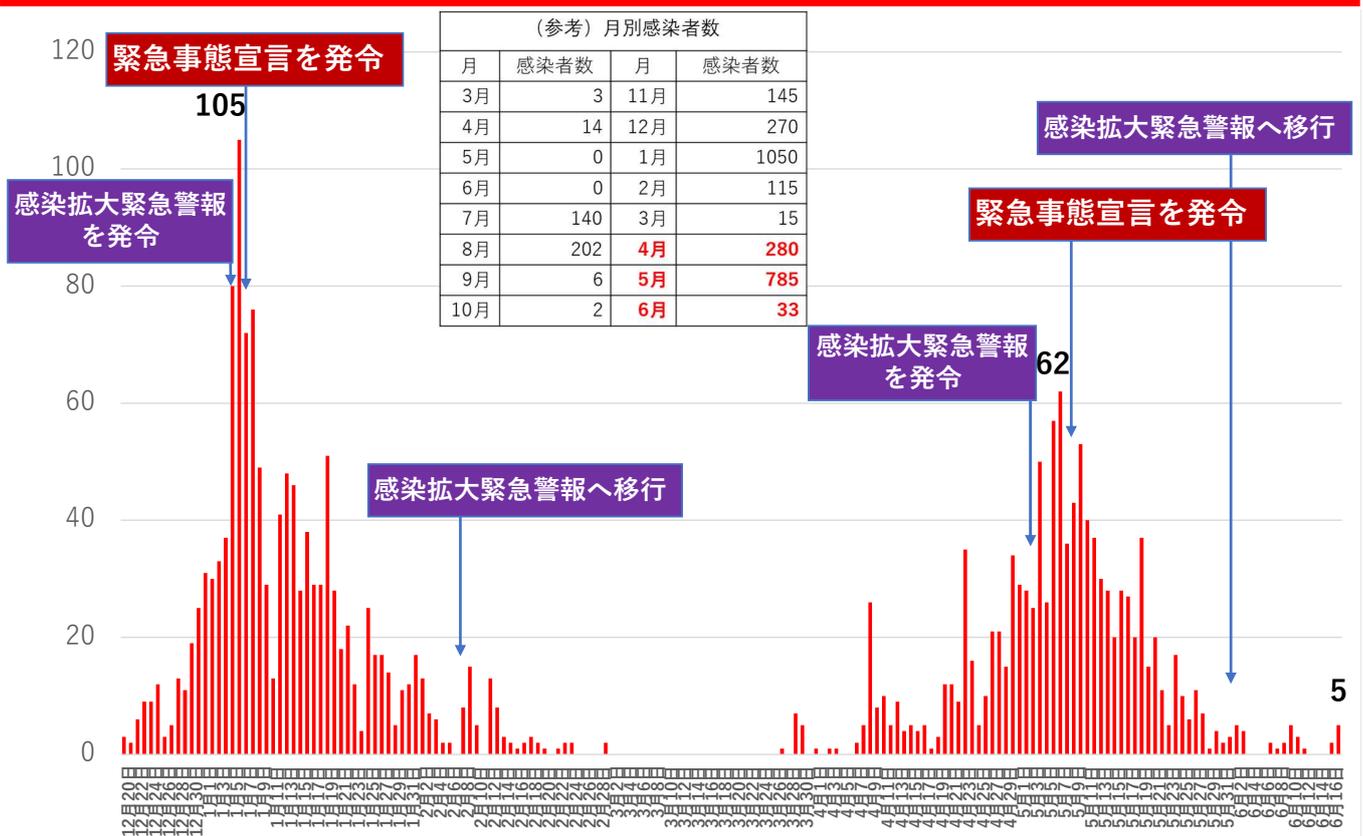
3 施行期日

令和3年8月1日

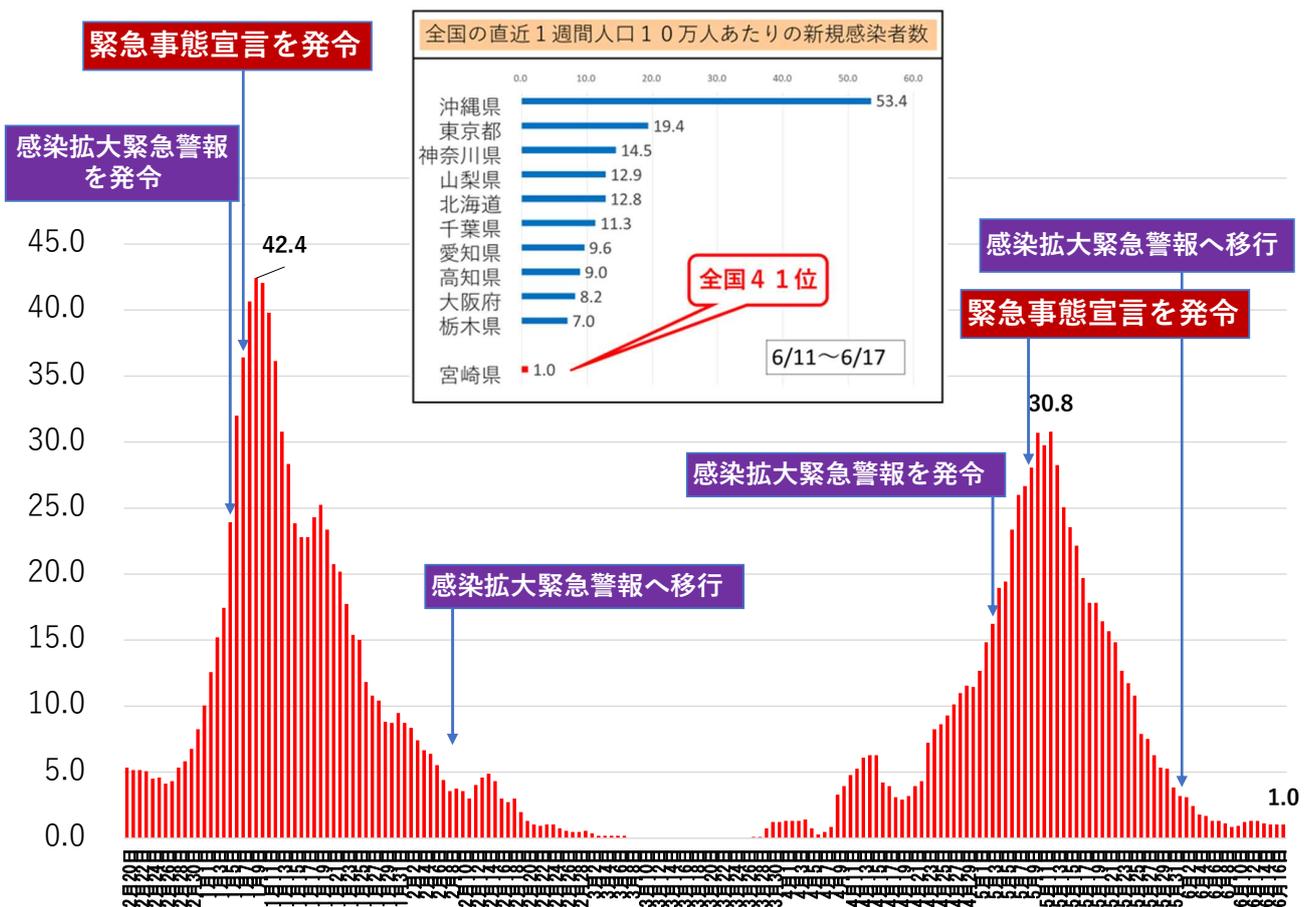
【その他報告】

I 新型コロナウイルス感染症の対応状況等について

本県の感染者数

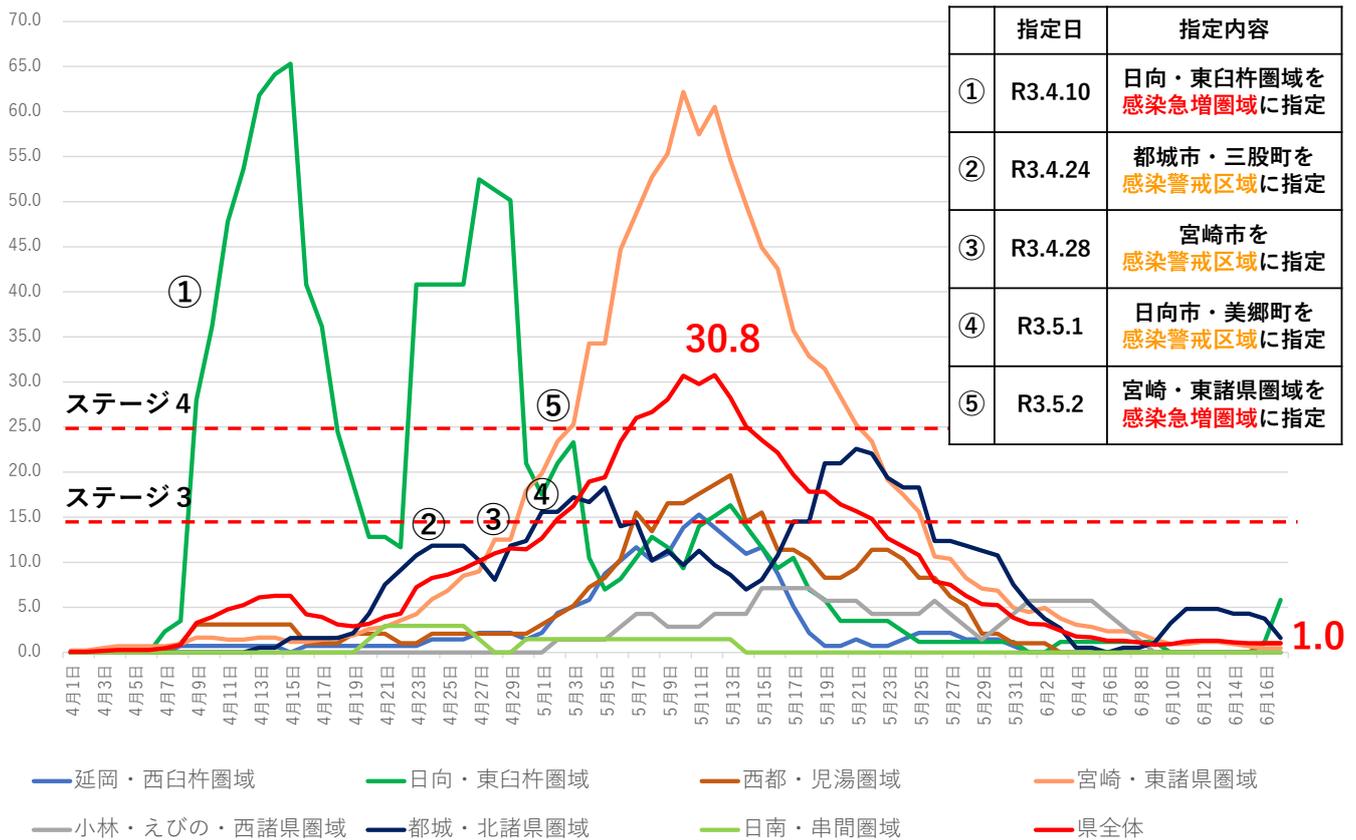


本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



各圏域の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す指標における本県の状況

本県の関連指標の状況は以下のとおりであり、**ステージ1**の状況にあります。

指標		現状値	ステージ3 の目安	ステージ4 の目安	備考
医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合 (現時点の確保病床数の占有率)	病床全体 4.6%	25%	50%	・6月17日時点
		うち重症者用 病床 0.0%	25%	50%	・6月17日時点
医療提供体制等の負荷	②療養者数 (人口10万人あたりの全療養者数)	2.5人	15人	25人	・6月17日時点 ・全療養者数：入院者、宿泊・施設等療養者、入院・療養調整中の方等を合わせた数
体制監視	③PCR等陽性率	0.7%	10%	10%	・6月10日から6月16日まで ・(医療機関での検査分を含む) ・陽性者数/PCR等検査件数
感染の状況	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人あたりの感染者数)	1.0人	15人	25人	・6月11日から6月17日まで
	⑤直近1週間の感染者数と 先週1週間の感染者数の比較	1人 (直近11人) (先週10人)	直近の感染者数 > 先週の感染者数	直近の感染者数 > 先週の感染者数	・直近1週間 6月11日から6月17日まで ・先週1週間 6月4日から6月10日まで
	⑥感染経路不明割合	46.2%	50%	50%	・6月5日から6月11日まで

ステージ1	感染散発段階	感染者が散発的に発生
ステージ2	感染漸増段階	感染者が徐々に増加 医療提供体制への負荷が蓄積
ステージ3	感染急増段階	感染者数が急増 医療提供体制に支障
ステージ4	感染爆発段階	爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に

現在の対応状況について

1 警報レベル

レベル3（感染拡大緊急警報）から
レベル2（特別警報）へ移行



2 移行時期

6月21日（月）～当面の間

3 感染状況の区分

全市町村への感染警戒区域
（オレンジ区域）の指定を終了

- 各圏域の感染状況に応じ、
- ・感染確認圏域（黄圏域）
 - ・感染未確認圏域（緑圏域）
- に変更



6月21日以降

行動要請について

【対象地域】 県内全域

【要請期間】 6月21日（月）～当面の間

【要請内容】

①会食時の「みやざきモデル」の徹底

- ・特に、大人数、長時間は控えてください

②イベントの開催制限

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

③高齢者施設・障がい者施設の面会

- ・感染対策を徹底の上、人数・時間を最小限でお願いします

④高齢者施設従事者等の会食

- ・高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の皆様は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします

県外との往来について

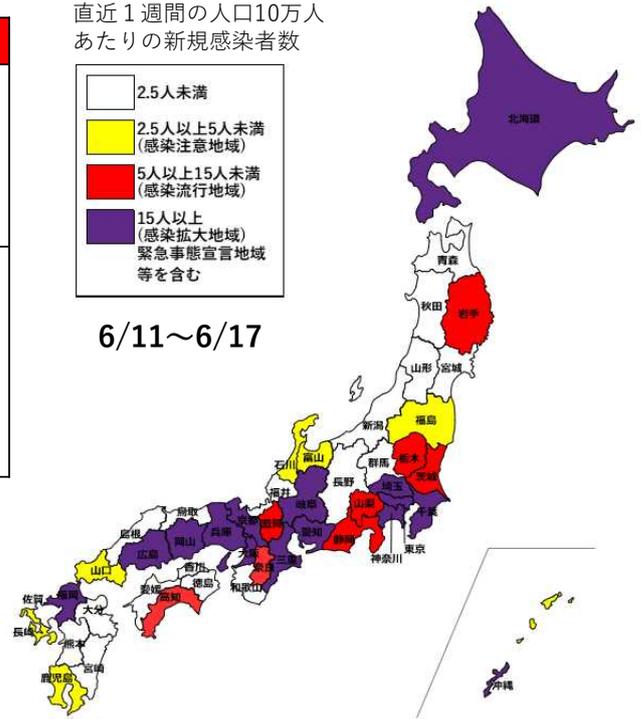
■6/21(月)～当面の間

対象地域	要請内容
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置区域 ・まん延防止等重点措置区域 ・感染拡大地域 (直近1週間の人口10万人あたり新規感染者15人以上) 	不要不急の往来自粛
<ul style="list-style-type: none"> ・感染流行地域 (直近1週間の人口10万人あたり新規感染者5人以上15人未満) 	往来は、必要性を十分に判断し、慎重な行動を
<ul style="list-style-type: none"> ・感染注意地域 (直近1週間の人口10万人あたり新規感染者2.5人以上5人未満) 	

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



6/11～6/17



- ・緊急事態宣言措置区域
北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県
- ・まん延防止等重点措置区域
埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県
- ・感染拡大地域
東京都、沖縄県

参考：6/18時点

※対象地域は随時（原則毎週月曜日）更新し、県HPやフェイスブックでお知らせします。

県外からの来県について

■6/21(月)～当面の間

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象地域の皆様は、

不要不急の

来県自粛

をお願いします

緊急事態宣言対象地域	沖縄県	令和3年7月11日まで
まん延防止等重点措置対象地域	北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、	令和3年7月11日まで

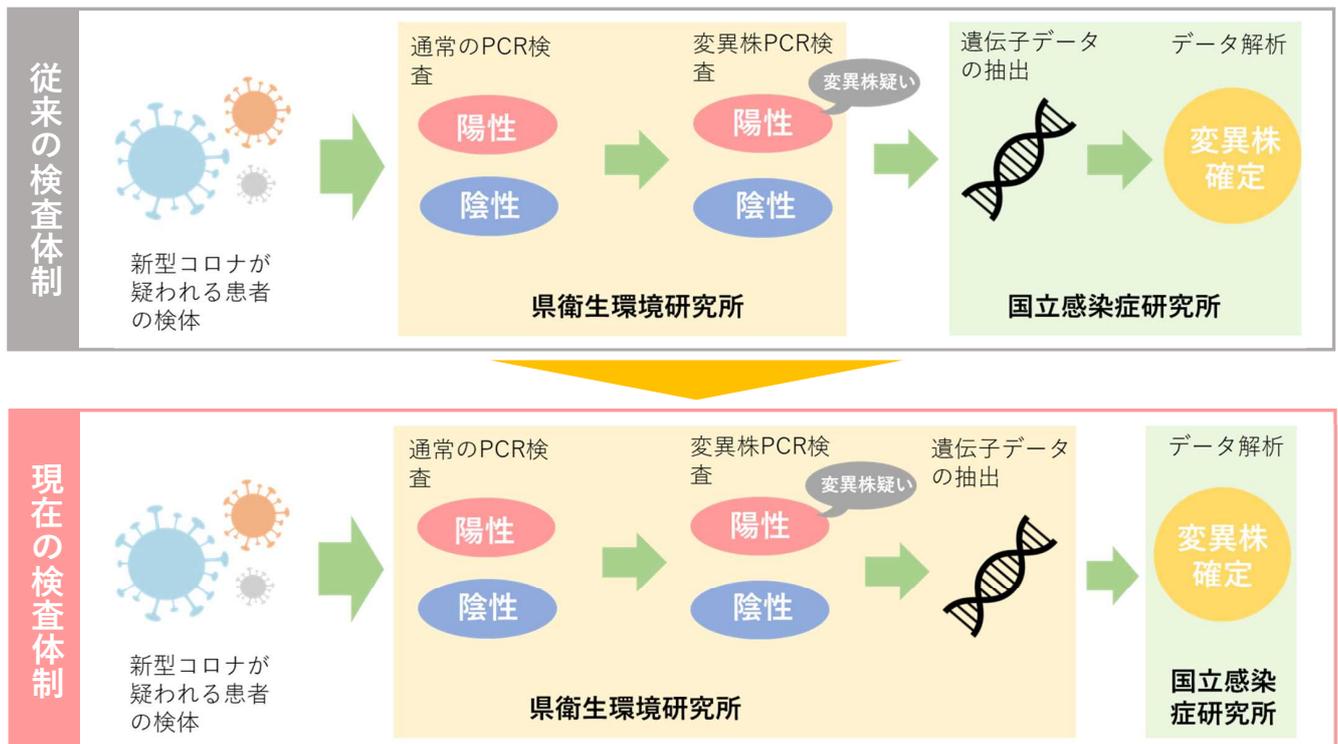
新たな変異株（デルタ株等）について

従来の新型コロナウイルスが流行の中で変異し、従来株よりも

- ・ 感染しやすい
- ・ 重症化しやすい
- ・ 免疫やワクチンの効果を低下させる

などの可能性が指摘されている

本県の検査体制



新たにゲノム機器を整備し、県衛生環境研究所で遺伝子データの抽出を行うことで、変異株の確定までに要する期間を大幅に短縮（約3～4週間→約1～2週間）

新たな変異株（デルタ株等）への対策

○変異株であっても、一人ひとりに必要な対策はこれまでと変わりありません。

より感染しやすいという特性を理解し、引き続き、基本的な感染予防対策を徹底してください



基本的な感染防止対策のお願い

マスクを外さないで！
マスクを外すときは会話はやめて！

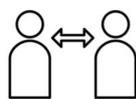
隙間の無いよう
適切に装着を



特に職場での休憩や食事の時間等に注意をお願いします

新しい生活様式の実践を！

密集
密接
密閉



特に高齢者や基礎疾患がある方と接する場合は注意してください

県外との往来は慎重に！

感染拡大地域等への不要不急の往来は引き続き自粛をお願いします

当面は県内観光をお願いします

ガイドライン遵守の徹底を！



各事業者の皆様は感染拡大防止のためのガイドラインを遵守してください

会食は「みやざきモデル」で！



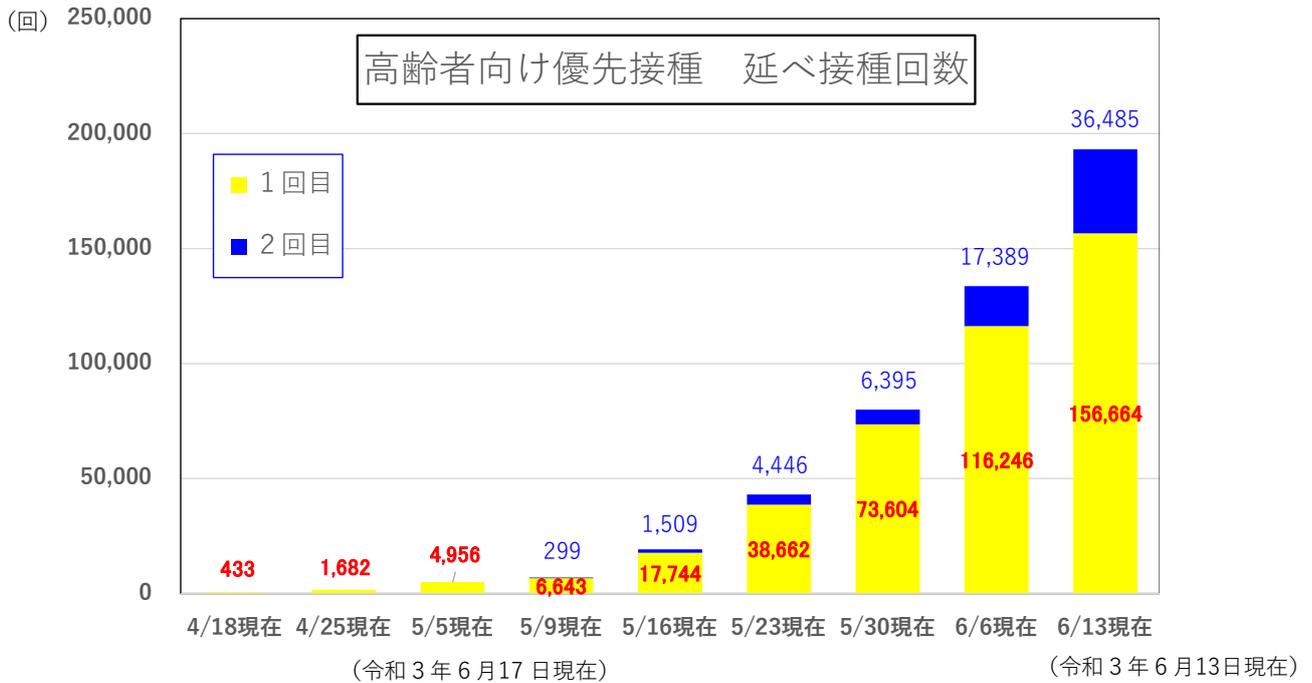
特に、大人数、長時間での会食は控えてください

少しでも体調に異変がある場合は、すぐに身近な医療機関の受診を！



医療機関では、症状のある方は積極的に新型コロナの検査を行います

新型コロナウイルスワクチン接種について



医療従事者 (約5万人)	1回目	2回目
接種回数	44,325回	39,889回
進捗率	88.7%	79.8%

※ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)を通し報告したものを集計

高齢者 (約35万人)	1回目	2回目
接種回数	156,664回	36,485回
進捗率	45.3%	10.6%

※ワクチン接種記録システム(VRS)を通し報告したものを集計

ワクチン接種後の感染防止対策のお願い



**ワクチン接種により
感染が完全に防げる
ものではありません！**

ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、引き続き感染予防対策をお願いします。

Ⅱ 第7次宮崎県医療計画の中間見直しについて

医療薬務課

1 中間見直しの理由

本計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として平成30年3月に策定しており、令和2年度末をもって策定から3年が経過したため、同法第30条の6の規定に基づき、中間見直しを行うものである。

2 計画の概要等

(1) 計画期間

平成30年度～令和5年度 6年間 ※3年ごとに見直し

(2) 中間見直しの考え方

国の示す医療計画の中間見直しに関する指針の内容に加え、現行計画策定後の医療を取り巻く状況の変化等を踏まえた見直しを行う。

(3) 中間見直しの主な内容（案）

次の事項に係る医療連携体制を構築するための方策等について、調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更する。

- ① 5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）
- ② 5事業（救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療）
- ③ 居宅等における医療
- ④ その他見直しが必要な事項

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	6月～	計画（素案）の作成
	12月	常任委員会報告（計画（素案））
		計画（素案）に係るパブリックコメントの実施
令和4年	1月	医療審議会答申
	2月	2月定例県議会（計画（案）の議案提出）

Ⅲ 宮崎県循環器病対策推進計画の策定について

健康増進課

1 策定の理由

令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号）第11条の規定に基づき、計画を策定するものである。

2 計画の概要等

(1) 計画期間

令和4年度～令和5年度（2年間）

(2) 計画の趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、死亡原因や要介護状態となる原因の主要なものとなっていることに鑑み、国の「循環器病対策推進基本計画」（令和2年10月閣議決定）を基本とし、本県の実情等を踏まえて循環器病対策を推進するため計画を策定する。

(3) 主な内容（案）

① 全体目標

- ・健康寿命の延伸
- ・循環器病に係る年齢調整死亡率の減少

② 個別施策

- ア 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- イ 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実
 - ・循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - ・救急搬送体制の整備、循環器病に係る医療提供体制の構築
 - ・後遺症を有する者に対する支援、治療と仕事の両立支援・就労支援 等

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	7月	宮崎県循環器病対策推進協議会
	7月～10月	計画（素案）の作成
	11月	宮崎県循環器病対策推進協議会（計画（素案）の検討）
	12月	常任委員会報告（計画（素案））
		計画（素案）に係るパブリックコメントの実施
令和4年	1月	宮崎県循環器病対策推進協議会（計画（案）の検討）
	3月	常任委員会報告（計画（案））

